

都城市消費生活センター

消費生活センターは暮らしの中の様々なトラブル相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。来訪でのご相談を希望される方は関係書類が必要な場合がありますので事前にお電話をください。



電 話

○消費生活【相談専用電話 **0986-23-7154**】

電話相談、面接相談(面接の場合は要予約)

相 談 日:月～金曜日(祝日、年末年始は除く)

相談時間:9:00～16:00



来 訪

○無料法律相談 (要予約)

開催日:毎月第4金曜日(13:00～16:00)

<相談にあたっての留意事項>

- ・当窓口は一般消費者から寄せられた契約トラブルなど消費生活全般に関することについてトラブル解決のための助言や情報提供、あっせんを行います。事業者の信用調査・指導・処分などは行っていない。
- ・来訪される前には連絡を下さい。

消費生活出前講座



消費生活に関する無料の出前講座も行っております。
職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの際はご活用下さい。講座のお申し込みや内容につきましては**0986-23-2121**までお問合せ下さい。

メールで消費生活相談の予約ができます！

相談予約フォーム



メールで面接相談の予約・変更・キャンセルができます。

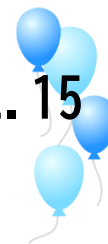
※相談を行うものではありません。

また、相談予約フォームからは無料法律相談の予約はできません。



都城市消費生活センターだより VOL. 15

～consumer center news～



暮らしに役立つ情報です。
ちょっと読んでみませんか？



【特集】 毎年5月は消費者月間です！

消費者月間統一テーマ

「デジタル時代に求められる消費者力とは」

- インターネットに関する消費者トラブル
パソコン・スマホの偽警告表示
- 消費生活センターの啓発活動
市民サロンでパネル展示、啓発グッズの配布を行いました。
- 消費生活トラブル警戒中！
見知らぬ電話番号からの着信にはご用心！

[今回の特集]毎年5月は消費者月間です！

今年度の全国統一テーマ

「デジタル時代に求められる消費者力とは」



インターネットの普及やデジタル化が進んだことにより、私たちの生活は便利で豊かなものになりましたが、それに伴ったトラブルも増加しています。デジタル時代において、安全・安心な生活をする為に求められる「消費者力」について考えてみませんか？

※昭和43年5月、消費者保護基本法（現消費者基本法）が施行され、20年後の昭和63年より毎年5月が消費者月間となりました。



インターネットに関する消費者トラブル

パソコン・スマホの偽警告表示

インターネットを閲覧中に、突然警告音が鳴った。驚いて記載されている電話番号に電話をすると「ウイルスに感染している。セキュリティソフトの購入が必要」と言われ、わけもわからないままに遠隔操作をされて高額なお金を払ってしまった。

うわっ...
ビックリ！



- ★インターネットを利用中に突然警告音が鳴っても慌てず、表示された連絡先には絶対に連絡しないようにしましょう。
- ★指示されるがままにお金を支払わないようにしましょう。



消費生活センターの啓発活動！

消費生活に関するパネルの展示を行いました。

令和6年5月10日(金)～31日(金)の期間、市役所1階市民サロンにて消費生活に関するポスターの掲示、資料の展示、啓発グッズの配布を行いました。



消費生活に関するアンケートの中で、「安心・安全な生活をするために心掛けていること」を募集しました。

- アンケート回答者数・・・42名
- 「安心・安全な生活をするために心掛けていること」への回答者数・・・14名

消費生活 トラブル警戒中 Warning!

見知らぬ電話番号からの着信にご用心！
自動音声や国際電話で架空の請求を行う不審電話

ガイダンス1番を押して！



自動音声の電話がかかってきたので、ガイダンスに従って番号ボタンを押したところ、氏名や生年月日を聞かれた、身に覚えのない未納の利用料金を請求された、というトラブルが急増しています。非通知や国際電話でかかってくる場合があるので、覚えのない電話番号からの着信には対応しない、架け直さないようにしましょう。また、身に覚えのない請求を受けても相手にせず無視してください。